

令和8年度（2026年度）

熊本市南区



# 地域コミュニティづくり支援補助金

## 募 集 案 内

申請〆切  
5/29（金）

南区では、持続可能な自主自立のまちづくり活動を推進するため、校区自治協議会や町内自治会等のまちづくり活動団体が主体的かつ継続的に行う、地域コミュニティの活性化に向けた取り組みに対し、補助金を交付します。

### 1 補助対象事業の概要、申請の条件等

#### （1）補助対象団体

- ①校区自治協議会及びその構成団体
- ②町内自治会等
- ③南区内で事業を実施する実行委員会等
- ④特定非営利活動法人
- ⑤南区内で自主自立まちづくり活動事業を実施する団体



↑詳細・様式はこちら

#### （2）補助対象事業・・・活動の継続が見込まれる事業であって、次に掲げるもの。

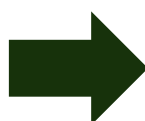
- ①南区の地域の資源や魅力を活用した事業
- ②南区のまちづくり担い手育成事業
- ③南区住民の交流を目的とした事業
- ④地域における従来の取組を発展させる事業
- ⑤地域の身近な課題であり、かつコミュニティ形成に資する事業
- ⑥公益的な事業で市長が認めるもの

※補助対象とならない事業の例

- ・他に公的な補助金（校区自治協議会運営補助金の課題対応費上限10万円を除く）、交付金等を受けている事業、または受ける予定の事業
- ・営利を目的とした事業
- ・祭りや運動会などのイベント等のうち既に毎年恒例となっている事業
- ・個人や団体に金品を支給することを目的とした事業
- ・宗教活動、政治宣伝活動、選挙活動などに類する事業

#### （3）補助率及び補助金額

- ①校区自治協議会及びその構成団体
- ②町内自治会等



初年度のみ

補助対象事業費×1/2

下限2万5千円～上限30万円

- ③実行委員会等
- ④特定非営利活動法人
- ⑤自主まちづくり活動団体



初年度  
2年目  
3年目

補助対象事業費×2/3  
補助対象事業費×1/2  
補助対象事業費×1/3

|  | （下限）   | （上限）   |
|--|--------|--------|
|  | 10万円～  | 40万円   |
|  | 7万5千円～ | 30万円   |
|  | 5万円    | ～ 20万円 |

## 2 補助対象経費・対象外経費の例

| 経費の区分 | 内容（例）                                                                                               |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 報償費   | <b>知識、技術等の提供に対する経費</b><br>・講師等への謝礼      ・出演料等の役務の提供への謝礼（団体の構成員に対する謝礼は除く）<br>・事業に必要と認められる記念品等（金券は除く） |
| 研修費   | <b>視察、研修等に係る経費</b><br>・視察、研修等の参加負担金      ・視察、研修等に係る宿泊代                                              |
| 印刷製本費 | <b>資料等の印刷、製本に要した経費</b><br>・チラシ、ポスター等の印刷費      ・写真プリント代                                              |
| 消耗品費  | <b>物品／消耗品等の購入に係る経費</b><br>・事務用品・原材料、部品、燃料                                                           |
| 通信交通費 | <b>旅費、物品の運搬等に係る経費</b><br>・郵便料金      ・会議等の出席に係る交通費、駐車料金                                              |
| 備品購入費 | <b>コミュニティ活動に継続的に使用する備品の購入、据付等に係る経費</b><br>・テント、テレビモニター      ・事務機器、通信機器 等                            |
| 借上料   | <b>会議室、会場等の使用、機器類の賃借等に係る経費</b><br>・会場使用料、冷暖房料      ・車両、機器等のリース、レンタル料                                |
| 委託料   | <b>申請団体が直接実施することができないもの等について、ほかの者に行わせることに係る経費</b><br>・会場設営費・警備業務（外注のみ）      ・電気工事 等                 |
| その他   | <b>事業実施にあたり必要と認められる経費</b><br>・イベントに係る保険料      ・振込手数料                                                |

### 補助対象とならない経費について

- 1 補助対象事業の実施に直接必要な経費以外の経費
- 2 団体の維持、運営に係る経常的経費
  - ・事務所等に係る家賃、光熱水費、電話代、インターネット使用料等
  - ・経常的な雇用に係る人件費等
- 3 食事代、飲料水代、茶菓子代等の飲食に係る経費
  - ・菓子折等物品による講師への謝礼等
  - ・講師への接待交際費等
  - ・イベント参加者への飲食物の配布等
 （飲食物の配布等を事業の目的とする場合、その他市長が認める場合を除く。）
- 4 自動車購入の際の車両本体及び通常装備されるもの以外に係る経費
  - ・法定費用、諸費用、代行費用等
- 5 各種保険料（旅費に係る航空保険料、イベント開催等に係るものを除く。）
- 6 出資、出捐、貸付等に係る経費
- 7 商品券等の金券購入に係る経費
- 8 領収証等により支出を明確に確認することができない経費
- 9 補助金の交付申請等に係る経費
- 10 申請時に予算書に計上されていない経費
- 11 1から9までのほか、社会通念上適当でないと認められる経費

### 3 補助対象事業の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに完了する事業

### 4 必要書類

●校区自治協議会及びその構成団体、町内自治会

- (1)補助金交付申請書（様式第1号）
- (2)事業計画書（様式第2号）
- (3)収支予算書（様式第3号）
- (4)団体の規約、定款またはこれらに類する書類
- (5)審査会の際に説明の補足となるような写真やイメージ図
- (6)設置予定物の写真と設置場所の位置図等
- (7)見積書
- (8)領収書（事業実施後のみ）

●実行委員会、特定非営利活動法人、自主まちづくり活動団体

上記(1)～(8)の書類に加え、

- (9)団体概要書（様式第4号）
- (10)役員名簿 兼 誓約書（様式第5号）
- (11)構成員名簿（様式第6号）

### 5 募集期間

令和8年5月29日（金）まで

### 6 審査会及び審査結果の発表

申請団体には、審査会にて事業のプレゼンテーションをしていただきます。  
事業の採択又は不採択について、審査会終了後14日以内に文書により通知します。  
審査会の詳細は、別途ご案内します。

### 7 審査の方法

審査会では、以下の観点から審査し、予算の範囲内で補助対象団体及び補助金交付額を決定します。

| 項目    | 審査の視点                                                                              |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 実現可能性 | 事業内容は、具体性、現実性があり、地域で実現可能なものか。<br>事業費の総額は適正か。                                       |
| 有効性   | 地域の魅力アップにつながるなど、事業の結果、地域が得る価値等が大きなものか。<br>多数の市民の参画を得て実施する事業であり、地域の力を高めるうえで効果的な事業か。 |
| 継続性   | 一過性のものではなく、継続的に実施できる事業計画になっているか。                                                   |
| 先駆性   | 事業内容は斬新で、地域の特性や課題を踏まえたものであり、他の地域のモデルとなるものか。                                        |
| その他   | コミュニティの活性化につながるか。<br>本事業に対する意欲。                                                    |

## 8 申請に関する注意事項

申請にかかる経費は、申請団体の負担とし、提出された書類一式は返却いたしません。  
 ※事業の中で新たに固定物を設置する場合は、土地の所有者等の確認をしていただくとともに、事業計画書の地権者の同意欄に記名押印が必要となります。

## 9 お問い合わせ・提出先

| お問い合わせ・提出先  | 電話番号         | 管轄校区                |
|-------------|--------------|---------------------|
| 南区役所総務企画課   | 096-357-4112 |                     |
| 富合まちづくりセンター | 096-357-4580 | 富合                  |
| 飽田まちづくりセンター | 096-227-1112 | 飽田東・飽田南・飽田西         |
| 天明まちづくりセンター | 096-223-1117 | 中緑・銭塘・奥古閑・川口        |
| 幸田まちづくりセンター | 096-378-0202 | 御幸・田迎・田迎南・田迎西       |
| 城南まちづくりセンター | 0964-28-2260 | 隈庄・杉上・豊田            |
| 南部まちづくりセンター | 096-358-1877 | 日吉・川尻・力合・城南・日吉東・力合西 |

## 10 (参考) 令和7年度南区地域コミュニティづくり支援補助金事業例

### 【豊田校区自治協議会】

#### ～豊田eスポーツ交流会～

夏休みを中心に、「eスポーツ」を通じて児童に交流の機会を提供した。また、高齢者の参加を促すことで、こどもとの世代間交流を図り、デジタル機器に触れる機会や地域の歴史を学ぶ機会として活用した。夏休み期間中に全14回実施し、延べ169名が参加した。



### 【天明地域市民のつどい実行委員会】

#### ～天明地域市民のつどい『天明フェス2025』～

天明地域の住民や学校、各種団体等が連携して取り組むイベント「天明フェス2025」。今年は中学生17名が企画検討委員会として参加し、準備や広報、当日のステージ進行に取り組んだ。約3,500人が来場し、地域の連帯感を高めるとともに、新たな担い手育成の機会となった。